

随時記者発表



北海道白老町に2020 OPEN!

項目	令和元年秋の全国交通安全運動の実施について			
区分等	発表	月 日 時 分	説明者	
添付資料	令和元年秋の全国交通安全運動北海道実施要綱			
発表要旨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道内の交通事故死者数は、8月末現在で85人と前年に比べ7人減少しておりますが、悲惨な事故が後を絶ちません。 (日高管内：8月末現在 4人 前年期比 +3) ○ これから季節は、日没が日ごとに早まり、見通しが悪くなることから、交通事故の多発が懸念されるところです。 ○ 道では、令和元年秋の交通安全運動を、9月21日（土）から30日（月）までの10日間、別添「北海道実施要綱」に基づき実施します。 <p style="text-align: right;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 期間 令和元年9月21日（土）～30日（月）までの10日間 2 趣旨 交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図る。 3 実施要綱 別添のとおり 4 日高振興局が参加する啓発等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 「旗の波」運動（管内一斉交通安全街頭啓発） <ul style="list-style-type: none"> ・日 時：令和元年9月20日（金）16:00～16:30 ・場 所：浦河町役場庁舎前国道沿 ・実施機関：浦河町、浦河町交通安全母の会、日高振興局ほか (2) 「町民交通安全の日」町内一斉街頭啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・日 時：令和元年9月30日（月）7:30～8:15 ・場 所：浦河イン前国道沿 ・実施機関：浦河町、町内自治会・事業所、日高振興局ほか (3) その他 上記の他、日高振興局と日高地区交通安全推進協議会で、広報車による啓発を予定しています。 			
担当	日高振興局保健環境部環境生活課 環境生活課長 田森 吉雄 主査（道民生活）小川 秀人 電話 0146-22-9251（直通）			

令和元年 秋の全国交通安全運動北海道実施要綱

第1 運動の目的

交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人一人の交通安全意識の高揚を図る。

第2 期間

1 運動期間

令和元年9月21日（土）から9月30日（月）までの10日間

2 統一行動日（セーフティコール）

令和元年9月20日（金）

3 交通事故死ゼロを目指す日

令和元年9月30日（月）

第3 主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会

第4 運動の重点

- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保
- 2 高齢運転者の交通事故防止
- 3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 飲酒運転の根絶

第5 運動の進め方

道、道教委、道警察、市町村をはじめ、関係機関・団体等は緊密に連携し、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

第6 主な推進事項

運動の推進に当たっては、次により運転者及び歩行者のそれぞれの立場から交通安全を実践するとともに、家庭、学校、職場では、交通の場における正しい行動が習慣化されるよう話し合いや指導を行い、各地域では地域のふれあいを通じて、地域に根ざした交通安全活動が行われるように努めましょう。

1 子供と高齢者の安全な通行の確保

○ 運転者の皆さん

子供の飛び出しや、高齢者の道路横断にも対応できる安全な速度で運転しましょう。

また、信号機の設置されていない横断歩道については、歩行者優先を守り、子供と高齢者の安全な通行を確保しましょう。

○ 高齢者の皆さん

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるときは、その横断歩道や交差点で横断しましょう。

横断する前、横断中も、左右の安全をよく確認して車に注意しましょう。

交通安全講習会などに参加し、交通ルールや加齢等に伴う身体機能の変化などを理解しましょう。

- 家庭では
家族が外出するときは、「交通事故に気をつけて」のひと声をかけましょう。
- 学校では
基本的な交通ルールのほか、「ながらスマホ」などの危険性を理解させましょう。
- 地域・町内では
街頭啓発や広報活動を通じて、交通ルールの遵守や交通事故防止を呼びかけましょう。

2 高齢運転者の交通事故防止

- 高齢運転者の皆さんは
体調に不安があるときは運転を控えるなど、無理のない運転を心がけましょう。
交通安全講習会などに参加し、交通ルールや加齢等に伴う身体機能の変化などを理解しましょう。
安全を確保するため高齢運転者標識（高齢者マーク）を活用しましょう。
- 家庭では
運転に不安をもつ家族がいる場合は、免許の自主返納についても話し合いましょう。
- 地域・町内では
街頭啓発や広報活動を通じて、交通ルールの遵守や交通事故防止を呼びかけましょう。

3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

- 運転者の皆さんは
周囲が見にくく、歩行者等の発見が遅れがちになるので、交差点では徐行し、しっかり安全確認をしましょう。
対向車や先行車がいない場合は、走行用前照灯（ハイビーム）の使用を励行しましょう。
- 自転車を利用する皆さんは
自転車も車両として交通ルールを守らなければならないことをよく認識しましょう。
車道通行が原則（左側端）、歩道通行は例外（歩行者優先）を徹底しましょう。
乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入、夕暮れ時は早めのライト点灯に努めましょう。
音楽など安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態でのイヤホン使用や傘差し、「ながらスマホ」の片手運転など危険な行為はやめましょう。
- 家庭では
外出時は、明るい服装を心がけ、反射材用品やLEDライト等を身につけるなど目立つ工夫をしましょう。
交通事故に遭わないよう、夕暮れ時の危険性、危険個所などについて話し合いましょう。
自転車の点検・整備に努め、自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するとともに、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。
- 学校では
「自転車安全利用五則」や「北海道自転車条例」の周知を図るとともに、音楽など安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態でのイヤホン使用や傘差し、「ながらスマホ」の片手運転の禁止と危険性についての指導を徹底しましょう。
- 地域・町内では
交通安全講習等に積極的に参加するなど、反射材用品やLEDライト等の普及と着用の促進、自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上に努め、お互いに自転車の安全利用を呼びかけましょう。

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 運転者の皆さんは
後部座席を含め、全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認

しましょう。

○ 家庭・学校・職場では

着用しない場合の危険性について理解を深め、全ての座席において、必ず着用するよう習慣付けましょう。

○ 地域・町内では

街頭啓発や町内会の会合、回覧板など、あらゆる機会を通じて、全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について呼びかけましょう。

5 飲酒運転の根絶

○ 運転者の皆さんは

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。

○ 同乗者の皆さんは

運転者の飲酒状況を確かめ、二日酔い状態も含めて、酒気を帯びている人には、絶対に運転をさせないようにしましょう。（同乗罪に問われる場合があります。）

○ 家庭では

飲酒運転は悪質な重大犯罪であること、悲惨な事故やひき逃げを起こしてしまう危険な行為であることなどを、家族で繰り返し話し合うなど、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 職場・学校では

定期的に安全教育や指導などを行い、飲酒運転根絶の意識を浸透させましょう。

ポスター（飲酒運転根絶ロゴマーク使用）等の掲示や、ハンドルキーパー運動を推進するなど、継続的に安全啓発や注意喚起を実践しましょう。

飲酒場所に車で行かないことや、飲酒後の帰宅手段の確認など、飲酒運転をさせないため、お互いに注意喚起のひと声をかけましょう。

【ハンドルキーパー運動】

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

○ 酒類を提供・販売する飲食・販売店の皆さんは

飲酒運転の悪質・危険性や交通事故の悲惨さを呼びかけ、ハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転をしようとしている者を制止し、タクシーや運転代行の利用を促すなどして、飲酒運転を根絶しましょう。

○ タクシー・運転代行業者の皆さんは

酒類を提供する飲食店や酒類販売店等と協力して、タクシーや運転代行の利用を働きかけ、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 地域・町内では

街頭啓発や町内会の会合、回覧板など、あらゆる機会を通じて、飲酒運転の根絶を呼びかけましょう。

○ 道民の皆さんは

「飲酒運転をしない、させない、許さない」を徹底しましょう。

飲酒運転をしている者や、その疑いのある者を発見した場合は、警察に通報しましょう。

【飲酒運転通報システム】

北海道警察では、110番通報のほか、飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付ける「飲酒運転ゼロボックス」をホームページ上に開設しています。